

第9回産業福祉常任委員会会議録

平成28年8月8日（月）

開 会 午前11時20分

閉 会 午前11時40分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●産業建設課

①農業委員会法の改正について

②住生活基本法の策定について

③道路橋梁及び河川の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールについて

●焼酎醸造所

①平成28年度焼酎販売実績（第1四半期）について

2. 次回委員会の開催について

3. その他

○出席委員（7名）

委員長	前 中 康 男	副委員長	池 下 昇
委 員	村 島 健 二	委 員	加 藤 健 次
委 員	河 口 高	委 員	堀 川 哲 男
委 員	伊 藤 忠 之	※議長	田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■産業建設課長	藤代 弘輝	■建設G総括主査	吉田 正彦
■建設G主査	山本 卓司	■農業委員会次長	小林 正明
■消防署長	二瓶 正規	■焼酎G主査	北川 実

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小 貫 信 宏
主 査	寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○前中委員長

第9回産業福祉常任委員会を開催いたします。

○前中委員長

大きな1、町からの協議報告事業について、産業建設課より3点提案をされております。よろしくお願ひします。産業建設課長。

○産業建設課長

それでは今日の産業建設課からの案件ですが、まず1点目農業委員会法の改正につきましては、年明け3月に行われます農業委員選出に向けた新たな法律と関係町条例の改正について説明させていただきます。2点目、住生活基本計画の策定についてですが、町の住宅分野におけます基本計画となる清里町住生活基本計画の策定方針について説明させていただきます。3点目道路橋梁及び河川の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールのとおり、現在3期目となっております最終年を迎えております。道路橋梁及び河川の指定管理の4期目にむけた決定スケジュールのことについて説明させていただきます。

なお8月1日の豪雨被害につきましては、先の総務文教常任委員会におきまして、総務課よりの説明とさせていただきます。それでは、各議案について担当より説明させていただきます。

○前中委員長

はい、担当。

○農業委員会次長

それでは私のほうから、農業委員会法の改正についてご説明させていただきます。まず初めに、このたび農業委員会等に関する法律の一部を改正されまして、本年4月1日に施行されたところでございます。この法改正におきまして、農業委員の選出方法等の見直しがされることになったため、本町の関係する条例の全部改正並びに関係規則の整備を行うものでございます。資料に基づきご説明いたします。1ページ目をお開きください。

清里町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例についてでございます。改正の理由と内容でございますが、農業委員会等に関する法律の一部改正がされたことにより、農業委員の公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て、農業委員を任命することになったため、農業委員の選挙による委員定数並びに選任による委員の定数を廃止し、新たに定数を14名に定めるものでございます。

2ページ目をお開きください。新旧対照表についてご説明をいたします。表の右側が改正前、左側が改正後の条例案となっております。改正前の条例では、選挙による委員が10名。選任による委員が清里町農業協同組合、オホーツク農業共済組合からの団体推薦による委員が2名。議会推薦による選任が2名の合計14名と定めておりました。改正後の条例では、選挙による委員の定数並びに選任による委員の定数を廃止いたしまして、同数の14名で定めております。なお委員定数におきまして

は、農業委員会等に関する法律施行令で定める基準に従い、定めるものとされており、当町におきましても、この基準以内で定めているところでございます。

3ページ目をお開きください。清里町農業委員会の委員選任に関する規則についてでございますが、今回の法改正では農業委員の任命にあたり、市町村長は、農業者や農業者が組織する団体、その他関係者に対して推薦を求めるとともに農業委員になろうとする方の募集を行いまして、情報を整理、公表をいたしまして推薦募集の結果を尊重することとしております。こちらの規則案におきましては、農業委員の選任の手続の詳細を定めるものでありますが、法律に準じたものでございまして、道内市町村の規則等をほぼ同様の内容となっておりますのでご理解いただきたいと思っております。

それでは規則内容についてご説明いたします。第2条では農業委員の選任方法を定めております。町内の地区からの推薦、団体からの推薦、一般募集の3つの方法から農業委員の候補者を募ります。第3条では推薦応募者の資格を定めております。4条、5条では、推薦募集の手続きの方法を定めております。4ページ目に移りますが、第6条では推薦募集の方法並びに公表について定めております。推薦募集の期間は28日間としており、期間終了後に推薦応募者の情報公表をいたします。7条では候補者の評価について定めており、清里町農業委員候補者評価委員会において候補者の評価を行うこととしております。8条におきましては農業委員の選任ということで町長が評価委員の意見の報告を受けまして、候補者を決定し、町議会の同意を得た上で、農業委員を選任することができます。第9条では農業委員の欠員補充について定めるものです。5ページから7ページ目におきましては推薦応募の届出様式について掲載させていただいております。8ページ目をお開きください。清里町農業委員候補者評価委員運営規程案についてご説明いたします。こちらにつきましても、委員選任に関する規則の第7条の方でも触れましたが、農業委員候補者の評価を行う評価委員会の設置と運営に関する事項について定めているものでございます。それでは規定の内容についてご説明いたします。第2条、第3条では、任務、評価、内容について定めており、評価委員会においては候補者の経歴や農業経営の状況等について評価を行い、その結果を町長に報告することとしています。4条、5条では、評価委員の構成メンバーについて定めております。第6条では会議運営方法について定めております。第7条以下、秘密の保持、その他について定めております。

最後に今後のスケジュールについて御説明いたします。現農業委員の任期が平成29年3月18日までということから9月に町議会におきましては定数条例の改正案提案をいたしたいと思っております。それから、本年の12月から来年の1月におきまして、候補者の推薦及び応募の取りまとめを行い、2月に評価委員会を開催し、3月に定例町議会におきまして農業委員選任同意の提案を行う予定となっております。以上で説明をおわります。

○前中委員長

ただいま農業委員会次長から提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思っております。何かございませんか。加藤委員。

○加藤副委員長

委員選任に関する規定の第2条3の一般募集。この関係の条件、例えば農業委員の定数12名とされているわけですが、一般募集の意味合い、この辺の兼ね合いは。

○前中委員長

課長。

○産業建設課長

一般募集で応募される方も定数の14名の中に含まれております。今回の法改正によって農業者ではない方を1名いれるという条件になっております。その部分は一般公募として、全く農業に携わっていない方が応募してくることになります。

○前中委員長

よろしいですか。ほかにございせんか。それでは引き続き、住生活基本計画の策定について提案説明お願いいたします。担当。

○建設管理G主査

住生活基本計画の概要とスケジュールをご説明いたします。この計画の目的は、町民の豊かな住生活をするため、住生活の安全を確保し向上させる施策を総合的、計画的に推進するための計画となります。本年度当初予算にて策定業務委託料を計上しておりましたが、株式会社アトリエアートと契約したところでございまして、12月を目標に計画を策定したいと考えております。9ページに計画の全体構成のイメージを添付してございます。大まかな流れといたしまして、計画の位置付けや計画期間を設定し、一段階目として清里町の人口、地域特性や住宅事情を把握し、町民の意識や意向をいただくために町民アンケートなども実施したいと考えております。それらの結果を基に2段階目、清里町の住宅政策の課題を洗い出し、続いて3段階目、住宅政策の目標や展開方向など基本方針を設定し、最終的には必要な政策を検討していくものでございます。

現在1段階目の清里町の特性を纏めているところでございますが、さらに広く町民の意識や意向を反映させるため、全世帯のおよそ半分900世帯にアンケート調査を実施したいと考えております。これらの結果を踏まえて、計画の素案をまとめ、また御提案したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○前中委員長

ただいま住生活基本計画の策定について、説明がございましたけども各委員より何かございせんか。よろしいですか。それでは③道路橋梁及び河川の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールについて、提案説明をよろしくお願ひします。

○建設管理G総括主査

それでは、道路橋梁及び河川の指定管理者の募集及びスケジュールについて説明をさせていただきます。10ページをお開きください。

1番、スケジュールについてです。8月中旬に業務の総合評価を行いまして、8月の下旬に募集要綱案の策定を行います。9月常任委員会への募集要綱案の報告を行いまして、中旬に募集決定を行います。10月から11月中旬までに指定管理者の募集を行いまして、11月中旬に選定委員会を開催いたしまして、決定の方をしていきたいということになっております。12月上旬に委員会への報告を行いまして、12月中旬に議会での議案の提出ということになっております。さらに12月中に指定

管理者指定の告示及び指定の通知、基本協定の締結を予定しております。

2番目の指定管理業務の内容でございますが、こちらにつきましては、第3期指定管理内容とほぼ同じ内容となっております。基本内容といたしましては、道路橋梁及び付帯施設の維持管理。河川及び排雪の維持管理。その他必要な業務になっておりまして、2番の作業報酬、内容につきましては、1番の基本内容につきまして詳しく表示しているものでございます。3番目の指定管理の期間ですけれども、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間ということで計画をしております。

○前中委員長

ただいま道路橋梁及び河川の指定管理者の募集及び決定等のスケジュールについて提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。全体を通して産業建設課、何かございましたら、各委員より賜りたいと思いますけれどもよろしいですか。どうもご苦労様でした。

○前中委員長

それでは焼酎醸造所関連の提案が1点ございます。平成28年度焼酎販売実績第1四半期について説明をお願いいたします。はい。所長。

○焼酎醸造所長

焼酎醸造所の方から平成28年度の焼酎販売の実績ということで、第1四半期の4月から6月についての実績報告を担当の方から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○前中委員長

はい担当。

○焼酎醸造所主査

それではご説明させていただきます。平成28年度第1四半期4月から6月の分の販売実績となっております。一番下段合計欄をご覧ください。前年度平成27年度販売金額が1千852万9千943円に対しまして、平成28年度につきましては2千620万4千275円の販売実績となっております。前年対比、前年度四半期対比で約40%増額しまして767万4千332円の売上増となっております。

内訳でございますが、全体的に昨年度を多く上回った販売状況となっておりますが、大きな動きのあるところといたしましては、中段25%の合計額でございます。北海道清里、北海道清里樽などの主力があります25%の製品となっておりますが、前年比こちらで40%増、金額で447万1千601円の増となっております。主要4銘柄の状況ですが北海道清里で1千906本、145万7千262円の増、北海道清里樽で2千852本244万8千62円の増、北海道清里原酒の方で595本、114万2千383円の増、北海道清里原酒5年、こちらで106本33万5千479円の増となっております。販売数が伸びなかったものといたしましては、清里の水でございますが、前年比1千405本9万2千912円の減となっております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

はい。ただいま28年度焼酎販売実績、第1四半期についての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。はい、加藤委員。

○加藤委員

売れているということは好ましいことなのですが、こういう出し方でなく、当然販売実績と同時に経費における部分においてもどういう推移をされているのか。あるいは設備計画需用費の関係についてどのような状態でいくのか、こういうものも同時にいかないと。特別会計などで、その辺を十分に踏まえて今後処理をされるよう希望しておきます。

○前中委員長

はい所長。

○焼酎醸造所長

ただ今のご指摘の関係でございます。今回四半期の売上ということで報告させていただきました。今後補正なり何なりって部分資材の関係等についても議会の方にも重々説明させていただきたいというふうに思っております。ご理解いただきたいと思います。

○前中委員長

よろしいですか。何か。ないということでよろしいですか。それじゃあ終わります。

○前中委員長

それでは、大きな2。次回委員会の開催について。よろしく願いいたします。

○議会事務局長

9月1日木曜日。

○前中委員長

大きな3その他。何かございませんか。無ければ、事務局から。

○議会事務局長

ございません。

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、第9回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時40分)

